

## 司法修習に関する関係法令

### 法曹資格の取得に関する法令

#### 裁判所法

(判事補の任命資格)

第四十三条 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

#### 検察庁法

(二級検察官の任命叙級資格)

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二及び三(略)

2 及び 3 (略)

#### 弁護士法

(弁護士の資格)

第四条 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

### 司法修習生に関する法令

#### 裁判所法

(採用)

第六十六条 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

2 (略)

(修習・試験)

第六十七条 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2 及び 3 (略)